

高萩・北茨城広域事務組合生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する
条例

令和元年10月9日
条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、同条第1項に規定する届出に際し、同項に規定する調査（第6条において「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「報告書」という。）の縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会の付与の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設の種類)

第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第5条の6第1号に掲げる一般廃棄物処理施設の種類は、法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）とする。

(縦覧等の告示)

第3条 管理者は、報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、縦覧の場所及び期間、意見書の提出先及び提出期限その他規則で定める事項を告示するものとする。

(縦覧の場所及び期間)

第4条 令第5条の6第2号に掲げる縦覧の場所は、高萩・北茨城広域事務組合事務局その他管理者が別に定める場所とし、同号に掲げる期間は、前条の規定による告示の日から起算して1月間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第5条 令第5条の6第3号に掲げる意見書の提出先は、高萩・北茨城広域事務組合事務局その他管理者が別に定める場所とし、同号に掲げる提出期限は、前条の告示の日から、同条の規定による縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(環境影響評価との関係)

第6条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は茨城県環境影響評価条例（平成11年茨城県条例第7号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第7条 管理者は、施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、構成団体の区域に属しない地域が含まれているとき。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。